
令和7年度総合事業（通所型・ 訪問型サービス）変更点について

総合事業とは

What is... 総合事業とは

総合事業とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの

basic concept 基本的な考え

- イ 多様な生活支援の充実
住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。あわせて、サービスにアクセスしやすい環境の整備を進めていく。
- ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり
高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。
- ハ 介護予防の推進
生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスの取れたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進する。
- ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開
地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。
- ホ 認知症施策の推進
ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。
- ヘ 共生社会の推進
地域のニーズが要支援者等だけでなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心掛けることが重要。

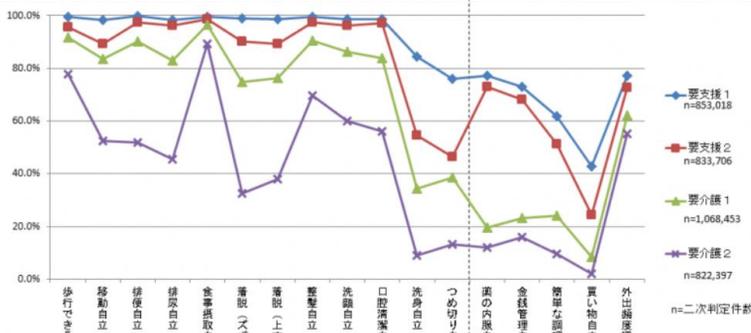
(基本的な考え方)

介護予防は、高齢者が要介護状態となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものである。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものでなく、日常の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すものである。

(要支援者に対する自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント)

要支援者は、ADLは自立しているが、IADLの一部が行いにくくなっている者が多い。このような支障のある日常の生活行為の多くは、生活の仕方や道具を工夫することで自立をすることが期待できる。例えば、掃除であれば掃除機からほうきやモップに変える、買い物であればカゴ付き歩行車を活用するなど、環境調整やその動作を練習することで改善することができる。

要支援者のほとんどは身の回りの動作は自立しているが、
買い物など生活行為の一部がしづらくなっている。



出典：厚生労働省（介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン）

※1 「歩行できる」には、「何かにつかまればできる」を含む。

※2 平成28年度要介護認定における認定調査結果(出典:介護保険総合データベース(平成30年1月15日集計時点))

通所介護相当サービス(A6)と通所型サービスA(A7)現在の報酬

通所介護相当サービス(A6)の単価 (R6.4改定後)

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(月額)

事業対象者・要支援1 1,798単位/月
事業対象者・要支援2 3,621単位/月

ロ 1月当たりの回数を定める場合(回数単価)

事業対象者・要支援1 436単位/回
(1月に4回まで)
事業対象者・要支援2 447単位/回
(1月に8回まで)

※参考

通所介護相当サービス(A6)の改定前の基本報酬

事業対象者・要支援1 384単位/回
要支援2 395単位/回

通所型サービスA(A7)の単価

事業対象者・要支援1 292単位/回
要支援2 300単位/回

※月額報酬はなく、回数単価のみの設定
※加算・減算の設定はなし。

- ✓ 現状1回当たり140~150単位の差があり、価格差が開きすぎている状態
- ✓ 通所介護相当サービス(A6)の改定前の単位と現在の通所型サービスA(A7)の単価を比べると、約76%の価格設定となっている。

通所型サービスA(A7)の報酬改定について (案)

改定前

事業対象者・要支援1 292単位/回
要支援2 300単位/回

※参考

通所介護相当サービス(A6)の現在の基本報酬

事業対象者・要支援1 436単位/回
事業対象者・要支援2 447単位/回

改定後 (案)

事業対象者・要支援1 **349単位/回**
事業対象者・要支援2 **358単位/回**

生活機能向上グループ活動加算 100単位/月
運動器機能向上加算 80単位/月
生活機能向上連携加算Ⅰ 40単位/月
生活機能向上連携加算Ⅱ 80単位/月
複数サービス実施加算Ⅰ 250単位/月
複数サービス実施加算Ⅱ 300単位/月

~変更点~

- ✓ 通所介護相当サービス(A6)に合わせて、事業対象者の利用制限を緩和
- ✓ 通所型サービスA(A7)は、半日のサービスであること、入浴等の介助がないことなどを加味して、通所介護相当サービス(A6)の約8割の報酬に設定
- ✓ 通所型サービスA(A7)をより介護予防に特化したサービスにするため、加算を新設
- ✓ 通所型サービスA(A7)は通所介護相当サービス(A6)に比べて、加算項目が少ないこと等を配慮し、減算項目は設定しない。
- ✓ 通所型サービスA(A7)には、月額報酬は設定せず、今までどおりの回数単価のみの設定とする。

生活機能向上グループ活動加算(1月当たり100単位加算)

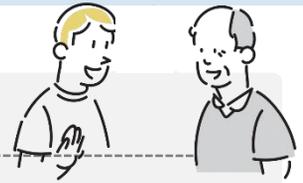
「興味・関心チェックシート」を実施し、その結果に基づき活動内容を決定し、共通の課題を有する複数の利用者でレクリエーション等の活動を実施することに対する加算

1. 利用者の状況等を把握する。

利用者から聞き取るほか、家族や地域包括支援センター等から情報を得る。

例えば…

- 要支援状態に至った理由と経緯
 - 要支援状態等となる直前の日常生活の自立の程度と家庭内での役割の内容
 - 要支援状態となった後に自立してできなくなったこと、もしくは支障を感じるようになったこと
 - 現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容
 - 近隣との交流
- など



2. 「興味・関心チェックシート」を実施する。

「興味・関心チェックシート」を実施し、利用者のやりたいこと、してみたいことを把握する。



3. 「興味・関心チェックシート」を基に、利用者ごとに目標を設定し、目標を踏まえた活動項目を選定する。

「興味・関心チェックシート」で利用者のやりたいこと、興味のあることを基に目標を設定し、活動項目を選定する。

- 到達目標と短期目標を設定する。
- 到達目標はおおむね6か月程度で達成可能な目標とする。
- 3か月程度で達成可能な目標(短期目標)を設定する。
- 活動項目の選定にあたっては、生活意欲を引き出すなど利用者が主体的に参加できるように支援する。



4. 生活機能向上グループ活動に係る計画を作成する。

活動項目の具体的な内容、進め方および実施上の留意点等を記載する。



5. グループ活動を実施する。

1つのグループごとに実施時間を通じて、1人以上の介護職員等を配置し、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行う。

【活動項目の例】

- ・洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、ボタン付け等掃除道具・パソコン等
- ・調理家電(電子レンジ・電気ポット等)や調理器具(包丁・皮むき器等)の操作、パン作り等
- ・掃除機やモップ等の操作、ガーデニングや畑作業等
- ・携帯電話やパソコンなどの機器の操作、日記や健康ノート等の記録作成



6. 3か月ごとのモニタリング・評価時(6か月後)に目標達成の確認をする。

目標の達成状況および利用者の状況等について確認し、必要であれば計画の修正を行う。

興味・関心チェックシート

氏名： _____ 年齢： _____ 歳 性別（男・女）記入日：R _____ 年 _____ 月 _____ 日

表の生活行為について、現在しているものには「している」の列に、現在していないがしてみたいものには「してみたい」の列に、する・しない、できる・できないにかかわらず、興味があるものには「興味がある」の列に○を付けてください。どれにも該当しないものは「している」の列に×を付けてください。リスト以外の生活行為に思いあたるものがあれば、空欄を利用して記載してください。

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・ゲーム			
自転車・車の運転				体操・運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グランドゴルフ・水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賃金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行・温泉			

生活行為向上マネジメント[®]

本シートの著作権（著作人格権、著作財産権）は一般社団法人日本作業療法士協会に帰属しており、本シートの全部又は一部の無断使用、複写・複製、転載、記録媒体への入力、内容の変更等は著作権法上の例外を除いて禁じます。

運動器機能向上加算(1月当たり80単位加算)

利用者の運動器の機能向上を目的として、実施される機能訓練に対する加算で、体力測定などで利用者の状態や課題を把握し、利用者が改善方法を習得したり、運動方法が定着したりすることが目的

1. 体力測定などを実施し、利用者の状況とニーズを把握する。

利用者の健康状態・生活習慣・体力水準を把握するため、体力測定を実施する。

留意事項

- 安全に実施可能か
- 負担は少ないか
- 判断基準は明確か
- 評価は簡単か
- 短時間で実施可能か



体力測定の項目と測定できる能力（例）

- 握力 : 全身の筋力
- 片足立ち : 足の筋力やバランス
- 立ち座り : 下半身の筋力
- 5m歩行 : 歩行能力 など

2. 体力測定などで把握した情報を基に計画を作成する。

体力測定の結果などを基に、訓練が必要な機能について検討し、多職種と連携し計画を作成する。

計画の目標（例）

【介護予防ケアプランの目標】

- (例1) 買い物ができるようになりたい。
- (例2) 炊事が楽にできるようになりたい。
- (例3) 物干しが楽にできるようになりたい。

【運動器機能向上サービスの目標】

- (例1) 買い物ができるようになるために、歩行能力を上げる。
- (例2) 炊事が楽にできるようになるために、機能的なバランス能力の向上を図る。
- (例3) 物干しが楽にできるようになるために、立位での機能的な動作能力の向上を図る。

【到達目標（目標達成のためにおおむね3か月で達成可能な短期目標を設定する。）】

- (例1)の場合
- 3か月目 家の近所の散歩が楽に行える。
- 6か月目 30分程度の散歩ができ、階段で2階まで楽に昇降できる。



3. 利用者または家族に説明し、同意を得る。

計画書の内容を本人または家族に分かりやすく説明し、同意を得る。
(専門用語は使わず誰にでも分かりやすく説明すること)



4. 運動器機能向上サービスの提供を行う。

本人または家族の同意を得たのちに、サービスの提供を開始する。
目標の達成に向けて、本人、家族、多職種が連携して、サービスを提供する。

5. 3か月ごとのモニタリング・評価時(6か月後)に目標達成の確認をする。

計画書が適正であるかチェックし、無理がある場合は計画の見直しを都度行う。

- 3か月後 : 短期目標の達成具合や計画書が適正であるかどうかチェックする
- 6か月後 : 目標の達成状況および運動器の機能向上具合についてもアセスメントし、計画書の評価を行う。

加算内容について（案）

生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ（Ⅰ）1月当たり40単位加算・（Ⅱ）1月当たり80単位加算）

外部のリハビリテーション専門職員と共同でアセスメントを行い、計画を作成することを評価する加算
利用者ができる限り自立した生活を送れるように「自立支援・重度化防止」に資する介護を推進することが目的

生活機能向上連携加算Ⅰ の場合

1. 外部のリハビリテーション専門職等が**ICTを活用**して、利用者の状態を把握する。

外部のリハビリテーション専門職等が、利用者のADLやIADLに関する状況について、ICT(テレビ電話や動画等)を用いて、利用者の状態を把握し、助言を行う。



2. 助言に基づき、**機能訓練指導員等で共同して**利用者の身体状況等の評価、計画の作成を行う。

外部のリハビリテーション専門職等の助言に基づき、多職種が共同して、利用者の身体状況の評価、計画の作成を行う。

計画に記載する内容

- 利用者ごとの目標
- 実施時間
- 実施方法等の内容



機能訓練指導員等とは…

- 機能訓練指導員
- 看護職員
- 介護職員
- 生活相談員
- その他の職種

3. 計画に基づき、サービス(機能訓練)を適切に提供する。

計画に基づき、利用者の身体機能または生活機能の向上を目的とするサービスを準備し、利用者の心身の状態に応じたサービスを適切に提供する。

4. 3か月ごとのモニタリング・評価時(6か月後)に目標達成の確認をする。

身体状況等の評価に基づき、計画の進捗状況进行评估する。必要に応じて訓練内容の見直しを行う。

生活機能向上連携加算Ⅱ の場合



1. 外部のリハビリテーション専門職等が通所型サービス事業所に**訪問**して、事業所の機能訓練指導員等と共同して身体状況の評価および**計画を作成**する。

外部のリハビリテーション専門職等とが通所型サービス事業所を訪問し、事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体状況等の評価および計画の作成を行う。

2. 計画に基づき、サービス(機能訓練)を適切に提供する。

計画に基づき、利用者の身体機能または生活機能の向上を目的とするサービスを準備し、利用者の心身の状態に応じたサービスを適切に提供する。

3. 3か月ごとのモニタリング・評価時(6か月後)に目標達成の確認をする。

身体状況等の評価に基づき、計画の進捗状況进行评估する。必要に応じて訓練内容の見直しを行う。



加算内容について（案）

複数サービス実施加算Ⅰ・Ⅱ（（Ⅰ）1月当たり250単位加算・（Ⅱ）1月当たり300単位加算）

生活機能の向上に資するサービスと運動器機能の向上に資するサービスを組み合わせて実施することを評価する加算
※生活機能向上グループ活動加算 + 運動器機能向上加算 or 生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ を実施した場合に算定可能

複数サービス実施加算の算定要件について

複数サービス実施加算を算定する場合は、生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算、生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱは算定できない。（複数サービス実施加算は他加算と併算不可）

複数サービス実施加算の算定可能な組み合わせ

生活機能向上グループ活動加算 + 生活機能向上連携加算Ⅰ	複数サービス実施加算Ⅰ 250単位/月
生活機能向上グループ活動加算 + 運動器機能向上加算	複数サービス実施加算Ⅱ 300単位/月
生活機能向上グループ活動加算 + 生活機能向上連携加算Ⅱ	複数サービス実施加算Ⅱ 300単位/月

複数サービス実施加算の算定できない組み合わせ

運動器機能向上加算 + 生活機能向上連携加算Ⅰ
運動器機能向上加算 + 生活機能向上連携加算Ⅱ
生活機能向上連携加算Ⅰ + 生活機能向上連携加算Ⅱ



通所介護相当サービス(A6)と通所サービスA(A7)の差別化（案）

現状、米原市では通所介護相当サービス(A6)と通所サービスA(A7)の区分があいまいで、当初のサービス像と異なっているため、報酬改定を機に整理する必要があると考える。

現状

- 1日デイと半日デイが混在している。
- 入浴ありのデイとなしのデイが混在している。

今後

- 1日デイ・入浴あり ⇒ 通所介護相当サービス(A6)へ
- 1日デイ・入浴なし ⇒ 通所型サービスA(A7)へ
- 半日デイ・入浴あり ⇒ 通所介護相当サービス(A6)へ
- 半日デイ・入浴なし ⇒ 通所型サービスA(A7)へ

通所型サービスA(A7)の報酬改定による増額だけでなく、通所介護相当サービス(A6)と通所サービスA(A7)の区分を整理することによって、増額だけでなく費用削減も見込まれる。

通所介護相当サービス(A6)

通所介護施設で、日常生活上の支援(入浴や食事等の見守り・介助)や、生活機能の維持・向上のための支援を行う。(デイサービス)

通所型サービスA(A7)

通所介護施設等で、介護予防を目的に、交流の場、レクリエーションや運動の場を提供(ミニデイサービス)

総合事業とは

What is...

総合事業とは

総合事業とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの

basic concept

基本的な考え

多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。あわせて、サービスにアクセスしやすい環境の整備を進めていく。

高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取り組みを推進する。

介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスの取れたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進する。

市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

共生社会の推進

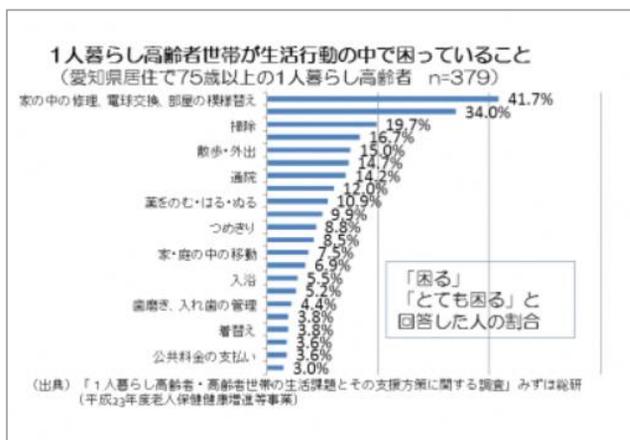
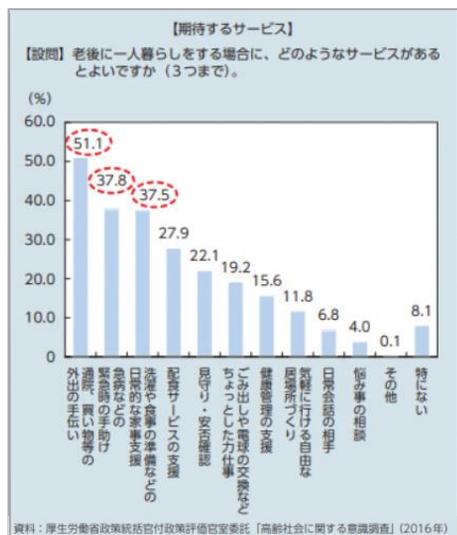
地域のニーズが要支援者等だけでなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心掛けることが重要。

要支援者等軽度の高齢者については、**IADLの低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められる**。また、今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した**多様な生活支援等サービスを充実していくことが求められる**。

出典：厚生労働省（介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン）

高齢者が自立した日常生活を送る上で、移動および外出支援は重要であり、総合事業において住民互助により生活支援と一体的に行われる移動・外出支援の普及方策についての検討も重要である。

出典：厚生労働省（介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針）



現在の訪問型サービスBと移動支援について

訪問型サービスBとは

地域住民が主体となり、日常生活援助（掃除、洗濯、調理、買い物等）を行うサービス
現在、シルバー人材センターが主な実施団体。

総合事業で行っている移動支援は？

訪問型サービスDで移動支援を実施しているが、実施団体も1団体しかなく利用者がいない状態が恒常化している。

訪問型サービスDとは…

地域住民が主体となり、訪問型サービスBと一体的に移動支援や移送前後の生活支援を行うサービス



今後の訪問型サービスBと移動支援について（案）

訪問型サービスDを廃止し、訪問型サービスBで一体的に移動支援を行う。

現状

今後（案）

サービス内容について

家事援助、居室・水回りの掃除、料理、ごみ出し 等

家事援助、居室・水回りの掃除、料理、ごみ出し 等
に加えて、**移動支援**を追加。

まいちゃん号を活用した移動支援

具体的な依頼内容

- ✓ まいちゃん号の予約支援
- ✓ 家からまいちゃん号の停留所までの付き添い・見守り
- ✓ 通院・買い物等の付き添い・見守り
- ✓ 通所型サービスへ行くときの準備・身支度の支援

利用制限について

事業対象者・要支援1：週1回、1回当たり1時間まで
要支援2：週2回、1回当たり1時間まで

利用者の区分に関わらず、月の補助額の上限を11,000円とする。

シルバー人材センターの利用料金について

基本料金：1,207円/回（1時間）
交通費：230円

〈補助対象外サービス〉

ごみ持ち帰り・買い物（時間外）：575円

※1時間以上の割増料金は、15分単位（301円/15分）で加算

- ✓ 1回の利用に時間の制限を設けないため、**時間を細かく区切った料金設定に変更**する。
- ✓ 230円の**交通費を基本料金に包括化**してしまう。
- ✓ 買い物や薬局への薬の受け取りなども、**所要時間で計算して請求**する。

料金設定（案）

30分未満：900円

45分未満：1,200円

60分：1,500円

別途自費サービス有（ごみ持ち帰り）

利用者負担について

利用料金に関わらず、790円/回 の補助

利用料金の85%の補助（月上限11,000円）

まいちゃん号予約支援100%補助（200円/回）

利用者負担額（案）

30分未満：135円（市補助：765円）

45分未満：180円（市補助：1,020円）

60分：225円（市補助：1,275円）

市が85%補助

まいちゃん号予約：0円（市補助：200円/回）

市が100%補助

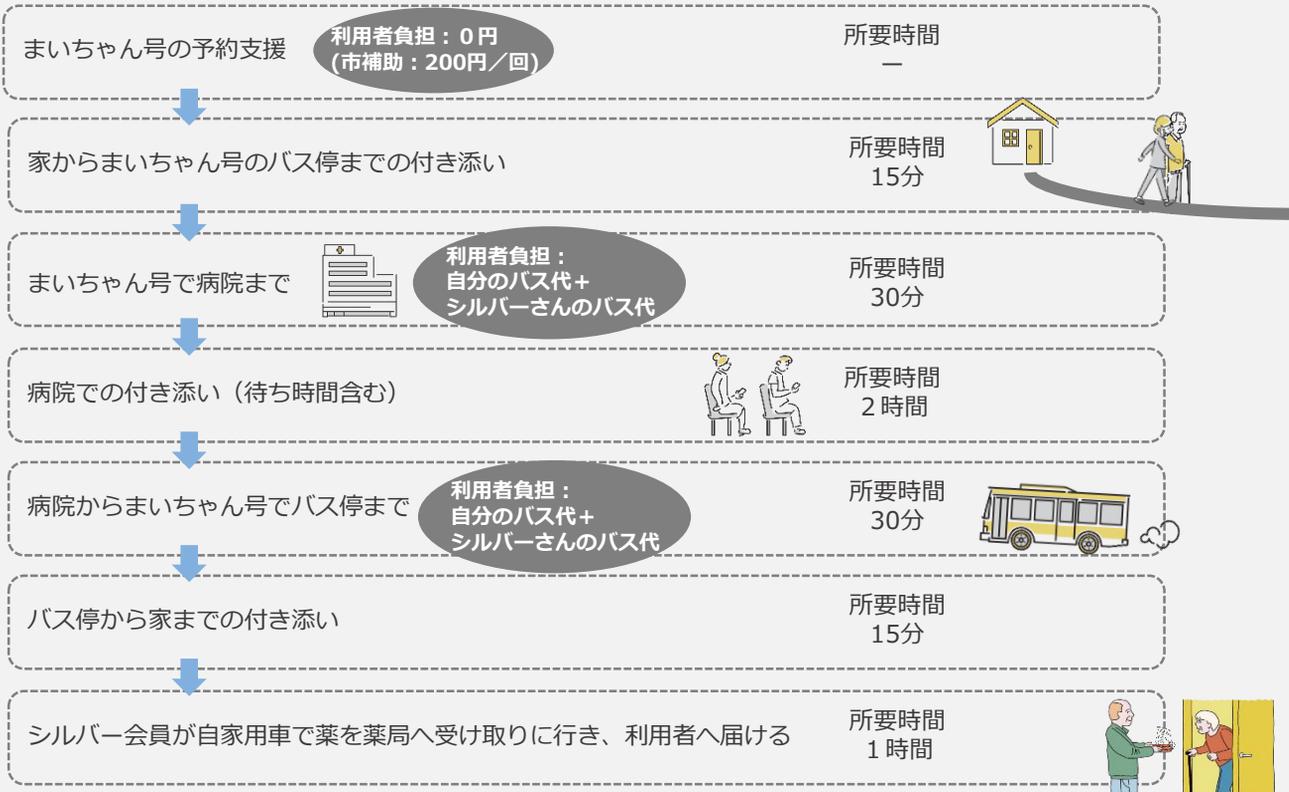
利用例について (案)

利用料金は、前ページで挙げた案と想定して計算する。

30分未満：135円（市補助：765円）
 45分未満：180円（市補助：1,020円）
 60分：225円（市補助：1,275円）
 まいちゃん号予約：0円（市補助：200円/回）

利用例① 通院への付き添い

病院へ行って、診察してもらい、薬をもらう場合の例



所要時間の合計：4時間30分

利用者負担：1,035円(+まいちゃん号)

利用例② 身支度の手伝いとデイサービス事業所までの付き添い

デイサービスへ行くための身支度の支援と事業所までの付き添いを行う場合の例

